

山村地域の集落機能維持に向けた調査支援事業業務委託 仕様書

1 業務名

山村地域の集落機能維持に向けた調査支援事業業務委託

2 委託場所

豊田市足助町（ほか地内）

3 業務目的

本市の山村地域（旭、足助、稲武、小原、下山地区）における住民自治組織は、町内会・自治会組織を始め、自治区組織、地区区長会・地区コミュニティ会議の3層構造になっており、住民同士の支え合いによる地域運営が行われているが、過疎化の進行に伴う担い手不足に加えて、上位組織等からの役の負担が多く、自立した地域運営が困難な状況になりつつある。こうしたなかで、急激な人口減少に対応した住民自治組織（自治区、町内会・自治会）の機能維持に向け、専門的なアドバイスのもと、地区コミュニティ会議の今後の在り方の検討や、運営困難な住民自治組織をモデルとした組織再編（組織運営の見直しや組織同士の連携、統合）のコーディネート支援を行い、今後、組織再編に必要な支援や取組内容をまとめる。

4 委託期間

委託期間の開始日から令和8年3月24日まで

5 業務内容

(1)山村地域における地区コミュニティ会議の在り方検討

ア 現状調査・分析

5地区の地区コミュニティ会議の運営状況を調査・分析するとともに、各地区の現状や全国事例等を踏まえて、今後の山村地域における地区コミュニティ会議の在り方や運営方法等を考察すること。加えて、各地区の地域事情に応じた内容についても整理すること。地区コミュニティ会議が自治区や町内会に与えている影響を調査・分析すること。

イ 地域事情に応じた組織運営の見直し支援

地区コミュニティ会議自らが選択し実行できるようにするため、2地区のコミュニティ会議をモデルに組織運営の見直しに向けた話し合いをコーディネートするとともに、課題や調整内容の整理、対応策、実施手順等をまとめること。なお、見直しに向けた話し合いについては、本業務の趣旨を理解し効果的な方法を提案すること。また、地区コミュニティ会議の選定は、甲乙協議の上、決定する。

(2)モデル自治区における組織運営の再編支援

2つの自治区をモデルに住民自治組織の再編（自治区や属する町内会・自治会組織を含む）に向けた話し合いをコーディネートするとともに、再編手法やそのメリット・デメリット

ット、調整すべき課題や対応策等をまとめ、今後、組織自らが選択し、実行できるように内容を整理すること。なお、再編に向けた話し合いについては、地域事情を踏まえつつ効果的な方法を提案すること。なお、モデル自治区の選定は、甲乙協議の上、決定する。

(3) 伴走支援の在り方検討

モデル自治区等における伴走支援の実施を通じて、伴走支援の方法やポイントの整理を含む行政支援の在り方を考察する。考察にあたっては、甲が設置する庁内検討部会と連携して進めること。

(4) 他自治区への横展開に向けた手法の検討

(2)の提案を踏まえ、本業務の趣旨を理解し、他自治区への横展開に向け、住民がチャレンジしたくなるよう効果的な手法を提案すること。

(5) 人口推計調査(人口分析)

住民基本台帳統計データ(10月1日現在)を使用して、直近5年間(2020～2025年)の人口動態の推移等から現状を分析し、2070年(45年後)までの5年刻みの将来人口予測(総人口、高齢化率、年代別人口(4歳以下人口・小中学生数、30代男女別人口等)を各地区(旭、足助、稲武、小原、下山地区)及び51自治区ごとに整理すること。また、人口安定化に必要な定住増加人口や人口減少の抑制に向けた流出率等の実現可能な目標数値とその根拠を複数パターンで整理すること。

6 業務打合せ

業務の打合せは、業務開始当初及び地区コミュニティ会議現状調査前、モデル自治区やコミュニティ会議見直しの伴走支援前及び実施後の課題や対応策の検討・整理時並びに業務終了時等に実施し、その他については甲又は乙のいずれかが必要と判断したときに実施する。

乙は、打合せ記録を作成し、打合せ終了後に甲へ打合せ記録を送付する。なお、打合せ記録の送付方法は問わない。

7 資料の貸与

本業務の実施において必要な関連資料・統計データ等の貸与にあたって、甲に借用書を提出するとともに、使用後は速やかに返却するものとし、貸与された資料を本委託業務以外の目的に使用してはならない。

8 再委託について

(1)業務の全部を一括して又はこの仕様書に定める主たる部分を第三者に再委託することはできない。

(2)この業務における「主たる部分」とは、総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術

的判断等をいう。

- (3)コピーや資料の収集、収集資料の整理、単純な集計、原稿のワープロ打ち、印刷、製本、模型製作、翻訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入など当該業務の付随的・補助的業務にあたる簡易な業務の再委託に当たっては、甲の承認を必要としない。
- (4)上記(2)、(3)の業務以外の再委託に当たっては、書面により甲の承認を得なければならない。
- (5)乙は、再委託先に対して本契約における受託者の義務と同様の義務を順守させ、その行為について一切の責任を負う。

9 成果物

- (1)本調査・検討の結果に基づき、以下の資料を作成する。電子データは Word 又は Excel で作成し、DVD-ROM等汎用的な記録媒体により提出すること。
 - ア 報告書及びその電子データ 1式
 - イ 横展開に必要な方法 1式
 - ウ 調査の過程で作成した資料及び電子データ 1式
- (2)委託業務により生じた著作権等の知的財産権は、原則として委託元である甲に帰属する。ただし、乙は、報告や発表等、研究に関わる目的で、成果を活用できるものとする。
- (3)業務完了後といえども、乙の過失等に起因する不良箇所及び誤りが発見された場合は、直ちに訂正補正等の処理をするものとする。
- (4)本業務にあたり使用する図表、データ、イラスト、写真などの著作権・使用权等の権利は、乙にて許可を得ること。また、その一切の責任を負うこと。

10 その他

本仕様書に定めのない事項については、甲と乙が別途協議の上定めることとする。